

宇部市個人情報保護対策審議会 会議録

日 時：令和4年10月26日(水) 14時00分～15時00分
場 所：宇部市役所 3階会議室（防災情報センター）

1 議 題

(1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例整備について

2 出席者

- (1) 委員 佐藤会長、中村副会長、伊藤委員、清水委員、辻村委員
(2) 提案部 総務部総務課

議題1 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例整備について

(委員)

開示請求者について、任意代理人でも可能となるが、これは誰でも任意で請求できるのか。

(総務課)

任意代理人の場合は、本人が記入した委任状を窓口を持参していただくことにより、正当な代理権があるものと判断する。

(委員)

任意代理人について、本人に判断能力がない場合でも、委任状を提出し、任意代理人が請求すれば、法的には情報開示ができるということになるのか。

(総務課)

法的には、正当であると認められる委任状を持参すれば、対応することになる。このたびは、個人情報を開示するという手続きとなるため、より一層、慎重で間違いのない判断が必要になると考えている。

(会長)

任意代理人の正当な権限の有無について、市が受理した委任状を、実際に審査する方法は、身分証明書等を含めた書類審査になるのか。

(総務課)

現時点で運用面については、明確に決定していないが、書類審査に加えて、必要に応じて本人に電話確認をするなど、確実に本人の意思により請求が行われたという確認手段も併せて検討したいと考えている。

(委員)

これに限らず、委任状を偽造することは、実際に行われていないのか。勿論、法律に違反することになるが、偽造は可能であり、委任状はどこまでが信頼できるものなのか。

(総務課)

悪く考えれば委任状は、本人以外が記入し、市でそれを正当なものと判断すれば、回答

するということが手続き上は可能となる。ただし、個人情報を開示するということになるため、運用に当たっては、本人に電話確認をするなど、その委任状が間違いないことを確認する手段を併せて検討したいと考えている。

(会長)

個人情報保護法施行条例は、法律に基づいた施行条例ということで、条例で定めることができる範囲、事項はここに記載してあることが全てでよろしいか。

(総務課)

そのとおり。

(会長)

死者に関する情報について、従来は、個人情報保護条例に基づき、定めていたものを従来どおり開示できるように新たに要綱を整備し、運用することになるが、法律、条例の施行のタイミングと新たな要綱の施行のタイミングがずれていたら、開示請求ができないという心配はないのか。

(総務課)

要綱の施行期日は、法律と条例の施行期日に合わせ、令和5年4月1日と考えている。

(委員)

県内他市も要綱を定めるのか。

(総務課)

現行の個人情報保護条例は市町村によって異なっている。宇部市の場合は、死者に関する情報は個人情報であると個人情報保護条例の中で規定しているが、市町村によっては条例の中で死者に関する情報を規定していない場合もあり、手続きや根拠となる法令が現時点で異なっていることが実情である。今後は、全国的に法律が適用されることになり、宇部市の場合は要綱という形で新たな制度を制定することとしているが、他の市町村では、宇部市と同様に要綱を制定する、又は死者に関する開示請求が行われないという市町村もあり、今後の対応についても市町村によって異なると思われる。

(委員)

法律の改正の主な理由が、整合を図るために統合するということに加え、個人が特定できない形でデータサイエンスや人工知能等の発展を上手く社会経済のために役立て、活用しなければならないという面においても法律の改正に至ったと理解をしている。今後、宇部市は、そういった個人が特定できない形での情報サービスの活用について、どのようなスタンスで取り組むのか。

(総務課)

宇部市では成長産業推進協議会の中で、共創という形で宇宙産業、データサイエンス、バイオ分野等を進めている。これらの取組みを進めるに当たり、個人が特定できない形で情報を提供することにより、社会経済や成長産業分野の発展が見込まれることが予想されるため、市としては、将来的に事業ニーズに合わせ、体制を整えたいと考えている。

(会長)

匿名加工情報の利用は、事業に提供する、又は外部に提供することがあり、そういった枠組み自体が法律上決まっており、手数料に関する部分だけ条例に裁量の余地があるとい

うことか。

(総務課)

そのとおり。

(会長)

宇部市では、匿名加工情報の手数料は無料ということ、また従来どおりの開示請求に係る手数料についても、無料となり、郵便料等の実費部分は利用者から取ることになるが、全国的に手数料を取っている自治体はあるのか。

(総務課)

実際に手数料を取っている自治体について、現時点では分かりかねるが、手数料を取るという定めがある自治体は実際にあると認識している。

(会長)

今後、匿名加工情報のニーズが発生すれば、当然提供する件数も増えることが予測される。手数料を取ることについては、税金を納めている市民が平等に利用できるサービスではなく、特定の人だけに便宜を供与する手続きだと思うので、それに関わる行政機関の業務があるのであれば、他の自治体の例にもあるように、検討せざるを得ないというときには適正な決断をする必要があるのではないか。

(委員)

開示請求があると、市の職員の業務が発生し、利用者は開示された個人情報をもらうというメリットがあるため、受益者負担ではないが、手数料を取ってもいいのではないか。

(総務課)

匿名加工情報に関する手数料については、実際に導入する際に検討したいと考えている。現行の開示請求に関する手数料については、利用者が、市が保有する個人情報に対してコントロールする権利を持っているという考え方があり、自己情報のコントロール権という観点から、このたびは、引き続き無料にしたいと判断している。ただし、委員から意見があったとおり、特定の人に対する事務でもあるため、状況を見ながら検討したいと考えている。

(委員)

開示請求はどのくらいあるのか。

(総務課)

年に20件ほどある。

(会長)

審議会の諮問事項について、これは条例で定めることができる余地があるのか、それとも法律で定められたものになるのか。

(総務課)

記載している3項目は、国が示す条例例であり、国が地方に対して明示したものであるため、宇部市においても、それに倣い条例例どおり定めている。

(会長)

法律で事細かに決まっている訳ではないが、国が示した趣旨に則っているというイメージか。

(総務課)
そのとおり。

(会長)
個人情報保護対策審議会条例が、敢えて個人情報保護法施行条例と分けて制定することについて、何か理由があるのか。

(総務課)
現行の条例においては、個人情報保護対策審議会は条例の中に組み込んで一本化している。このたび、新たにその中から個人情報保護対策審議会条例という形でそれを独立させているのは、国が示した条例例においても、審議会条例は別立ての条例で定めるように例が示されており、宇部市もその条例例に倣って別立てにしている。

(会長)
それでは採決したい。この議題に賛成される方の挙手を求める。

〈全委員挙手〉

(会長)
それでは全会一致で承認することとしたい。

以 上